

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります。

後期高齢者医療の 被保険者証は

3月下旬に送付されます

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まります。

75歳（一定の障害があり、申請により認定を受けた人は65歳）以上の人は、この制度の被保険者となります。後期高齢者医療の被保険者証はミニパンフレットと一緒に3月下旬に送付されます。3月末までに被保険者証が届かない場合は、保険年金グループにお問い合わせください。

また、老人保健で限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証の交付を受けている人は、後期高齢者医療の認定証や受療証が被保険者証と一緒に送付されます。

医療機関などで 医療を受けるとき

4月1日以降は、送付された後期高齢者医療の被保険者証で医療を受けてください。今までの老人保健法医療受給者証や医療保険の被保険者証は使えません。医療機関などの窓口では、後期高齢者医療の被保険者証を必ず提示してください。

なお、医療機関などの窓口での負担割合は老人保健と同様ですが、所得や世帯の状況によって変更されることがあります。



後期高齢者医療の 給付

老人保健と同様の給付が受けられるほか、葬祭費や新たに高額介護合算療養費が支給されます。給付の申請は今まで通り保険年金グループで手続きできます。

老人保健の障害認定 を受けている 65歳以上75歳未満の人

そのまま後期高齢者医療の被保険者となりますが、本人の申請により障害認定を取り下げること、被保険者とならないこともできます。その場合は、3月末までに保険年金グループで手続きしてください。

また、後期高齢者医療の被保険者となった後でも、いつでも将来に向かって障害認定を取り下げることができます。

4月2日以降に 後期高齢者医療の 被保険者となる人

75歳の誕生日当日から後期高齢者医療の被保険者となります。新しい被保険者証は誕生日までに送付されます。また、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた65歳以上の人は、認定日当日から被保険者となります。

保険料

保険料は、被保険者一人ひとりに賦課されます。平成20年度の保険料は、均等割額（4万3千924円）と所得割額（基礎控除後の総所得金額等×8・07%）を合算した額です。（50万円が上限となります）

○低所得者への軽減

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等に応じて、均等割額が軽減されます。（所得が確認できている被保険者は、申請の必要がなく適用されます）

○被用者保険の被扶養者への軽減

資格取得日の前日において、被用者保険の被扶養者であった人は、資格取得日の属する月以降、2年を経過する月までの間に限り、均等割額の5割が軽減され、所得割額は課せられません。

さらに平成20年度の特例措置として、平成20年4月から9月までは保険料が徴収されず、10月から平成21年3月までは9割軽減されます。

※被用者保険の被扶養者とは、政府管掌健康保険、健康保険組合、各共済組合などの医療保険の扶養家族のことです。国民健康保険や国民健康保険組合に加入している人は該当しません。

○保険料の納付開始時期

特別徴収の人：平成20年4月1日現在75歳以上の人で、年金天引きになる人は、平成20年4月支給の年金から納付します。普通徴収の人：平成20年7月から納付します。

○保険料額の通知

保険料額の決定通知書は、平成20年7月に送付されます。（特別徴収の人は、仮徴収額の決定通知書が、平成20年4月初旬に送付されます）

広域連合の役割と町の事務

この制度の運営は、兵庫県内すべての市町が加入する兵庫県後期高齢者医療広域連合が行います。播磨町では、被保険者証の引き渡しや保険料の徴収、各種届け出、申請受付などの窓口業務を行います。

老人保健と同様に、各種届け出や申請は、今まで通り役場の担当窓口である保険年金グループで手続きできます。

▼問い合わせ

保険年金グループ
☎079（435）25801
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局
☎078（326）2612
〒650-0021
神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号
（センタープラザ12階）



見本

4月1日以降は
新しい被保険者証に
なるんだね



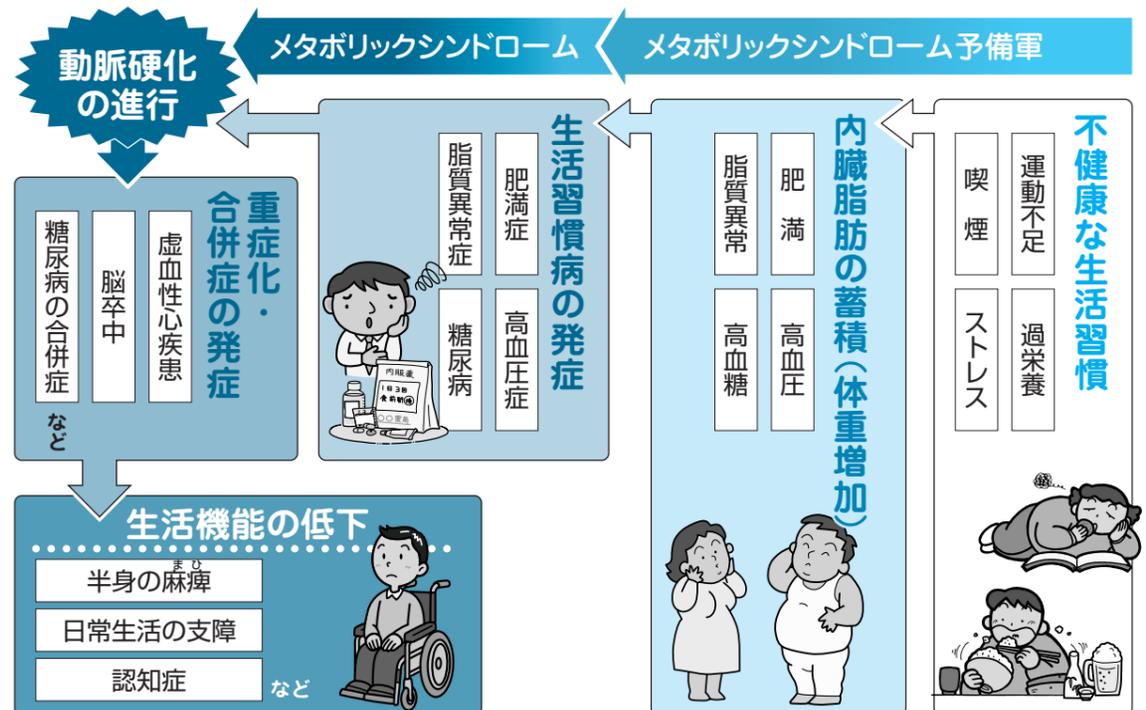
平成20年4月から、40～74歳の全ての人を対象に健康診査の制度が新しくなります 特定健診・特定保健指導が始まります ～パート2～

メタボリックシンドロームを早期に発見する新しい健診・保健指導がこれまでの町が実施する基本健診から、保険者（国民健康保険、健康保険組合、共済組合、政府管掌健康保険）が実施する「特定健診・特定保健指導」に変わります。広報はりま2月号に引き続き、特定健診・特定保健指導についてお知らせします。

保健指導対象者	実施検査項目	健診 場所	実施主体	対象年齢	健診名	内容	目的	
健診結果が「要指導」で、健康教育、健康相談などの保健事業の参加希望者	<ul style="list-style-type: none"> 貧血検査：赤血球・色素数、ヘマトクリット値 心電図 眼底検査：要件あり 血液検査：尿糖、尿蛋白、尿潜血、ウロビリノーゲン 血液生化学検査：AST(GOT)、ALT(GPT)、Y-GT(Y-GTP)、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール(計測値)、総コレステロール、空腹時血糖またはHbA1c、クレアチニン、尿酸、白血球 	加古川総合保健センター	播磨町 ご自身が加入している医療保険者から指定健診機関の案内が送付されます	18～64歳	センター健診 リフレックシユ健診	基本健診	個別疾患の早期発見・早期治療	
		協力医療機関		65歳以上	すこやか健診			
健診受診者のうち、「メタボリックシンドローム予備群」と「メタボリックシンドローム該当者」となった方に保険者が保健指導の利用券を交付し、「動機づけ支援」「積極的支援」の保健指導を提供します	<ul style="list-style-type: none"> 貧血検査：赤血球・色素数、ヘマトクリット値 心電図 眼底検査 詳細な検診項目（医師の判断で実施） ※LDLコレステロールは（実測値）、空腹時血糖またはHbA1c ※ウロビリノーゲン、尿潜血は廃止 	加古川総合保健センター 協力医療機関（※播磨町国民健康保険の人）	播磨町 ご自身が加入している医療保険者から指定健診機関の案内が送付されます	30～39歳	特定健診	特定健診	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行い、生活習慣病の有病者・予備群を減少させる	
				40～74歳				生活保護世帯の人
				75歳以上				兵庫県後期高齢者医療広域連合（23ペーシ参照）

健診・保健指導の基本的な考え方
特定健診・特定保健指導について
これまで（平成20年3月まで）
これから（平成20年4月から）

▼問い合わせ
健康安全グループ健康増進チーム
☎079(435)2611
保険年金グループ国保年金医療チーム
☎079(435)2581



メタボリックシンドロームの診断基準

下の①に加えて、②～④のうち2つ以上に該当すると、メタボリックシンドロームと診断されます。また、下の①に加えて、②～④のうち1つに該当すると、予備群と診断されます。

- ①腹囲
男性85cm以上 女性90cm以上
- ②高血糖
空腹時血糖 110mg/dl以上
- ③高血圧
収縮期血圧 130mmHg 以上
拡張期血圧 85mmHg 以上
- ④脂質異常
中性脂肪 150mg/dl以上 または、
HDLコレステロール 40mg/dl未満

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とは、内臓型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち2つ以上にあてはまる状態です。（左図診断基準参照）内臓脂肪型肥満かどうかは腹囲（おへその位置で測る）によって判断されます。メタボリックシンドロームを放置しておくと、動脈硬化を進行させ、生活習慣病の原因となります。こうした状態にならないよう予防・解消するためには、内臓脂肪を減らす努力が必要です。

特定健診以外の健診項目

特定健診以外の健診項目は、平成20年度以降も引き続き、町が実施します。日程、場所、費用などについては内容が確定次第、今後の広報でお知らせします。

がん検診	検査項目
がん検診	肺がん検診
	胃がん検診
	大腸がん検診
	子宮がん検診
	乳がん検診
介護予防のための生活機能評価	
歯周疾患検診	
肝炎ウイルス検診（B型・C型）	
骨粗しょう検診	

町職員給与を

お知らせします

町職員の給与、特別職の報酬が町議会で審議され、決定しました。その実情を広く知っていただくため、職員の給与や職員数、特別職の報酬などを公表します。(公営企業職員分は省略します)

町職員の給与は毎年、生計費や国・他の地方公共団体の職員給与、人事院の勧告(民間給与の調査に基づいて出される勧告)を考慮します。その後、町議会で認められて決定します。

お問い合わせ 総務グループ
☎ 079(435)0357

職員手当の支給状況

期末・勤勉手当 (平成18年度)

区分	播磨町		国	
支給割合	期末手当 3.00月分	勤勉手当 1.45月分	期末手当 3.00月分	勤勉手当 1.45月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置有		職制上の段階、職務の級等による加算措置有	
1人当たり平均支給額	1,713千円		—	

退職手当 (平成19年4月1日現在)

区分	播磨町		国	
支給率	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	—	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	—	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)
退職時特別昇給	—	—	—	—
1人当たり平均支給額	15,941千円		22,031千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	業務に従事する職員	感染症患者等の救護または感染症菌の付着した物件などの処理作業	日額500円
行旅死亡人等取扱作業手当	業務に従事する職員	行旅死亡人の移送または埋葬作業 行旅病人の看護移送作業	1件あたり2,000円 1件あたり1,000円
清掃作業手当	業務に従事する職員	塵芥の収集・処理作業 へい獣処理作業	日額600円 日額500円

支給実績(18年度決算).....1,348千円 支給対象職員1人当たり平均支給年額(18年度決算).....64,200円
手当の種類(手当数).....3種類 職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度).....15.8%

住居手当 (平成19年4月1日現在)

区分	播磨町	国
借家・借間居住者	最高支給限度額 27,000円	最高支給限度額 27,000円
持家居住者	3,500円	新築・購入から5年まで 2,500円

地域手当 (平成19年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
播磨町	5%	174人	—
加古川市	5%	1人	2%

支給実績(18年度決算).....38,699千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算).....221,137円

時間外勤務手当

平成18年度決算	支給実績	27,172千円
	職員1人当たり支給年額	148千円
平成17年度決算	支給実績	33,832千円
	職員1人当たり支給年額	181千円

扶養手当 (平成19年4月1日現在)

区分	播磨町	国
配偶者	13,000円	13,000円
配偶者以外の扶養親族のうち2人まで1人につき	6,000円	6,000円
扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円	6,500円
配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	11,000円
その他の扶養親族	5,000円	5,000円
満16歳から満22歳までの扶養親族1人ごとに加算	5,000円	5,000円

年齢別職員構成の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	職員数	区分	職員数
20歳未満	0人	40歳~43歳	9人
20歳~23歳	0人	44歳~47歳	17人
24歳~27歳	6人	48歳~51歳	37人
28歳~31歳	17人	52歳~55歳	37人
32歳~35歳	22人	56歳~59歳	19人
36歳~39歳	20人	60歳以上	1人
	計		185人

特別職の報酬などの状況 (平成19年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当(18年度支給割合)	18年度総支給額
町長	828,000円	4.40月分	13,697,566円
副町長	706,800円	4.40月分	—
議長	405,000円	4.40月分	6,826,199円
副議長	310,000円	4.40月分	5,220,400円
議員(委員長)	285,000円(295,000円)	4.40月分	4,799,399円(4,967,799円)

人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(18年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)17年度の人件費率
18年度	33,854人	8,851,703千円	654,369千円	1,648,287千円	18.6%	18.3%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬なども含まれます。

職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数A	給与費			1人当たりの給与費(B/A)	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
18年度	165人	657,348千円	137,693千円	280,598千円	1,075,639千円	6,599千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。 2. 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
播磨町	352,655円	45.0歳	294,960円	48.1歳
うち清掃職員	—	—	292,500円	43.4歳
うち学校給食員	—	—	282,836円	46.4歳
うち校務員	—	—	320,467円	57.2歳
国	325,724円	40.7歳	287,094円	48.8歳

(注) 一般行政職とは、技能労務職、企業職、教育職などを除いた職員です。

一般行政職の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	播磨町		国	
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
大学卒	176,800円	188,300円	179,200円	192,600円
高校卒	148,000円	158,300円	138,400円	144,100円

一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	258,600円	296,000円	327,700円
高校卒	218,600円	266,200円	303,000円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に民間経歴などのある場合は、その期間を換算し採用後の年数に加算した年数をいいます。

一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主査	主任	リーダー	統括	理事	
職員数	1人	7人	37人	26人	23人	12人	4人	110人
構成比	0.9%	6.4%	33.6%	23.7%	20.9%	10.9%	3.6%	100%
(参考)1年前の構成比	2.7%	10.5%	29.8%	37.7%	10.5%	5.3%	3.5%	100%

(注) 1. 播磨町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

部門別職員数の状況と主な増減の理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		18年	19年		
一般行政部門	議会	3人	3人	0人	
	企画総務	33人	33人	0人	
	税務	13人	13人	0人	
	民生	23人	22人	△1人	退職者の不補充による減
	衛生	21人	20人	△1人	事務分担の見直しによる減
	労働	1人	1人	0人	
	農林水産	2人	2人	0人	
	商工	1人	0人	△1人	事務分担の見直しによる減
	土木	20人	19人	△1人	事務分担の見直しによる減
	小計	117人	113人	△4人	
政部門 特別行 会計部門	教育	48人	49人	1人	小学校廃校に伴う退職職員の不補充による減・学校運営体制の充実による業務増に伴う増
	小計	48人	49人	1人	
	水道	9人	9人	0人	
	下水道	7人	7人	0人	
	その他	7人	7人	0人	
小計	23人	23人	0人		
合計	188人	185人	△3人		

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。